

議会名	所属会派	質問者	質問日	区分	答弁
H30.2 定例	公明党	曾田 聡	3 / 8 (木)	一般	本部長

6 タンデム自転車について

サイクル県やまぐちのイメージの定着や障害者が街へ出て元気に暮らすことの県づくりのため、タンデム自転車の公道走行解禁を求めるが、県警本部長の所見を伺う。

タンデム自転車の公道走行についてのご質問にお答えします。

本県におきましては、二輪のタンデム自転車は、自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に限って走行が可能で、その他の道路では走行することが出来ないこととなっており、これまでに、タンデム自転車の公道走行解禁について、障害者支援団体やパラサイクリング支援団体などからも意見や要望を受けているところであります。

また、議員ご指摘のとおり、現在、全国では既に16の府県でタンデム自転車の公道走行が認められております。

こうしたことから県警察では、公道走行を解禁している府県警察に対して、安全性や利用実態などについて問い合わせを行うとともに、関係機関との協議、県内全市町に対する意見照会、タンデム自転車の操作性や安全性を確認するための走行検証などを行ってまいりました。

これらの調査、検証などの結果を踏まえ、現在、県警察において、タンデム自転車の公道走行解禁に向けて山口県道路交通規則の一部改正の進められているところであります。

解禁に際しては、改正規則を周知するとともに、安全利用に関する遵守事項などについて、あらゆる機会を捉え広報啓発に努めることとしております。